

# 海老名市教育委員会

(令和2年 8月 定例会議事日程)

日時 令和2年8月20日(木)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 301会議室

## 教育長報告

- 日程第 1 報告第 16 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第 2 報告第 17 号 令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
- 日程第 3 報告第 18 号 令和2年度海老名市一般会計補正予算(第7号)のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について
- 日程第 4 報告第 19 号 海老名市児童健全育成対策(放課後児童クラブ)事業補助金(新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分)交付要綱の一部改正について
- 日程第 5 報告第 20 号 令和2年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について
- 日程第 6 報告第 21 号 令和2年度海老名市奨学生並びに奨学金の給付の決定について(非公開事件)
- 日程第 7 議案第 38 号 令和2年度海老名市一般会計補正予算(第8号)のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について(非公開事件)
- 日程第 8 議案第 39 号 令和元年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について(非公開事件)
- 日程第 9 議案第 40 号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について



報告第16号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月20日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

報告理由

令和2年8月1日付で人事異動を発令したため



## 教育委員会関係職員人事異動内訳

令和2年8月1日付

係	長	級	.....	1名
				1名

令和2年8月1日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【係長級】			
おの けんたろう 小野 健太郎	就学支援課健康給食係長（兼） 食の創造館長	就学支援課健康給食係長	兼務発令

報告第17号

令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し委嘱したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月20日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

報告理由

辞職及び任期満了に伴い、新たに非常勤特別職を委嘱したため



## 非常勤特別職(学校医及び学校歯科医)の委嘱について

### 1 学校医及び学校歯科医について

学校医：学校における健康診断、健康相談、保健指導等に従事する

学校歯科医：学校における歯科健康診断、健康相談、保健指導等に従事する

### 2 委嘱期間について

令和2年7月1日から

### 3 提案理由

海老名市医師会会長及び海老名市歯科医師会会長より変更の申し出があったため

### 4 委嘱者

氏名	委嘱等内容	備考
やまだ ひろゆき 山田 博之	新規	学校医【海老名中学校】
そえはら たかし 添原 隆史	新規	学校歯科医【有馬小学校】

### 5 名簿

別紙のとおり



# 令和2年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師・医療機関名簿

海老名市教育委員会 就学支援課

令和2年7月1日現在

※網掛け部分が新規委嘱者

学校名	区分	氏名	機関名	委嘱年月日	通算委嘱年数
海老名小学校	内科	西野 善泉	にしのキッズクリニック	H23.4.1	9年 3月
		村藤 大樹	海老名こども診療所	H29.4.1	3年 3月
	歯科	大谷 武	たんぼぼ歯科医院	H25.4.1	7年 3月
		林 洋紀	林歯科医院	H13.4.1	35年 3月
	薬剤師	若林 豊子	ひまわり薬局	H19.4.1	13年 3月
柏ヶ谷小学校	内科	増田 恵一	増田産婦人科医院	S62.4.1	33年 3月
	歯科	西山 幹夫	西山歯科医院	S59.4.1	36年 3月
		盛田 健司	もりた歯科医院	H17.4.1	15年 3月
	薬剤師	山名 佳見	ヤマナ薬局	H9.4.1	30年 3月
有鹿小学校	内科	村藤 大樹	海老名こども診療所	H28.7.1	4年
	歯科	村山 正史	海老名むらやま歯科	R2.4.1	3月
		島崎 敏樹	島崎歯科医院	H17.4.1	15年 3月
	薬剤師	石田 達也	あおば薬局海老名本郷店	H28.4.1	4年 3月
有馬小学校	内科	横田 和彦	腎健クリニック	H24.4.1	8年 3月
	歯科	添原 隆史	アイリス歯科クリニック	R2.7.1	6年 3月
		田辺 丈二	田辺歯科医院	H17.4.1	15年 3月
	薬剤師	相原 典子		S54.4.1	41年 3月
大谷小学校	内科	西野 善泉	にしのキッズクリニック	R2.4.1	0年 3月
	歯科	片岡 誠		H19.8.1	12年 11月
		山根 総一郎	中央デンタルクリニック	H25.4.1	7年 3月
	薬剤師	田所 真帆	あい薬局海老名店	H29.4.1	3年 3月
上星小学校	内科	野澤 直史	やよいクリニック	H22.4.1	10年 3月
	歯科	山川 晃司	チェリー歯科医院	S60.4.1	35年 3月
		大野 宏	おおの歯科医院	H17.4.1	15年 3月
	薬剤師	三井 洋之	なの花薬局海老名扇町店	H29.4.1	3年 3月
中新田小学校	内科	大島 充一	大島クリニック	H10.4.1	23年 3月
	歯科	坂田 憲昭	坂田歯科医院	S59.4.1	36年 3月
		添原 隆史	アイリス歯科クリニック	H26.4.1	6年 3月
	薬剤師	石坂 美幸	石坂整形外科クリニック	H20.4.1	12年 3月

## 令和2年度

学校名	区分	氏名	機関名	委嘱年月日	通算委嘱年数
門 沢 橋 小学校	内 科	野村 雅寛	こっこどもクリニック	H28.4.1	4 年 3 月
	歯 科	野間 俊行	ひまわり歯科	H17.4.1	15 年 3 月
		池田 馨	池田歯科医院	H17.4.1	15 年 3 月
	薬剤師	比田 真佐子	東柏ヶ谷薬局	H20.4.1	12 年 3 月
東 柏 ヶ 谷 小学校	内 科	森 博之	もり整形外科・眼科	H14.4.1	18 年 3 月
	歯 科	増田 勝一	増田歯科医院	S55.10.1	43 年 3 月
		横内 雄二	ひまわり歯科(R1.7.1~勤務)	H17.4.1	28 年 3 月
	薬剤師	佐藤 智恵子	東柏ヶ谷薬局	H25.4.1	7 年 3 月
社 家 小学校	内 科	横田 和彦	腎健クリニック	H24.4.1	8 年 3 月
	歯 科	千葉 容太	ユーカリ歯科医院	H17.4.1	15 年 3 月
		石井 聡	石井歯科医院	H17.4.1	15 年 3 月
	薬剤師	青木 茂昌	ドラッグくすり箱	H8.4.1	29 年 3 月
杉 久 保 小学校	内 科	野澤 富一	のざわ小児科内科医院	H13.4.1	25 年 3 月
	歯 科	菱沼 康一	ライオン歯科(R1.5.22確認)	H17.4.1	15 年 3 月
		鈴木 美奈子	鈴木歯科医院	H28.4.1	4 年 3 月
	薬剤師	野崎 芳雄	野崎調剤薬局	S54.4.1	41 年 3 月
今 泉 小学校	内 科	尾崎 聡	えびな脳神経外科	H28.4.1	4 年 3 月
	歯 科	前谷 久	前谷歯科医院	H1.4.1	31 年 3 月
		吉原 正剛	Dental Clinic らいふ	H28.4.1	4 年 3 月
	薬剤師	小林 庄司	サガミ薬局	S56.4.1	41 年 3 月
杉 本 小学校	内 科	真部 秀治	まなべ小児科クリニック	H16.4.1	23 年 10 月
	歯 科	中村 盛幸	さくら歯科	H30.4.1	2 年 3 月
		伊藤 真理湖	歯科伊藤医院	H17.4.1	15 年 3 月
	薬剤師	田端 康	(勤務薬局なし)	H24.4.1	8 年 3 月

## 令和2年度

学校名	区分	氏名	機関名	委嘱年月日	通算委嘱年数
海老名中学校	内科	山田 博之	海老名中央医院	R2.7.1	0年
	歯科	鈴木 仙一	ライオンインプラントセンター	H13.9.1	32年 3月
		町田 清鳳	まちだ歯科医院	H17.4.1	18年 3月
	薬剤師	坂之上 和稔	アイン薬局	H30.4.1	13年
有馬中学校	内科	宍戸 邦彦	宍戸医院	H15.4.1	17年 3月
	歯科	坂上 雅史	マーブル歯科	H17.4.1	15年 3月
		原 房宏	原歯科医院	H17.4.1	15年 3月
	薬剤師	加瀬 あすみ	なの花薬局海老名駅前店	H29.4.1	3年 3月
海西中学校	内科	友利 昭雄		S49.4.1	46年 3月
	歯科	石井 良昌	海老名総合病院歯科・ 口腔外科	H20.4.1	12年 3月
		札川 秀忠	さつかわ歯科医院	H17.4.1	36年 3月
	薬剤師	篠崎 ひろみ	篠崎薬局	H26.4.1	6年 3月
柏ヶ谷中学校	内科	大山 泰弘	海老名西口こころの診療所	H28.5.1	4年 2月
	歯科	山名 裕見	山名歯科医院	S63.4.1	32年 3月
		和田 信吾	和田歯科診療室	H30.4.1	2年 3月
	薬剤師	坂本 樹里	なの花薬局さがみ野店	H29.4.1	3年 3月
大谷中学校	内科	中江 陽一郎	なかえこどもクリニック	H23.4.1	9年 3月
	歯科	志村 昌	アップルデンタルクリニック	S59.4.1	41年 3月
		国分 真	国分歯科クリニック	H17.4.1	30年 3月
	薬剤師	池浦 亨枝	なの花薬局海老名扇町店	H29.4.1	3年 3月
今泉中学校	内科	尾崎 聡	えびな脳神経外科	H29.4.1	3年 3月
	歯科	飯塚 勇太	ライオン歯科医院	H30.11.1	1年 8月
		石渡 靖夫	いしわた矯正歯科医院	H17.4.1	15年 3月
	薬剤師	小林 弘忠	ガーデン薬局	H23.4.1	9年 3月

区分	氏名	機関名	委嘱年月日	通算委嘱年数
海老名市立学校 眼科校医	小川 泰典	小川眼科	H29.4.1	3年 3月
海老名市立学校 眼科校医	三谷 貴一郎	みたに眼科クリニック	H25.4.1	7年 3月
海老名市立学校 眼科校医	松島 新吾	松島眼科クリニック	H10.4.1	22年 3月
海老名市立学校 眼科校医	本間 啓藏	本間眼科	H21.4.1	11年 3月
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	朴 茂男	さがみ野耳鼻咽喉科	H5.4.1	27年 3月
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	田村 嘉之	海老名耳鼻咽喉科クリニック	H20.4.1	12年 3月
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	森安 真綾	新川さがみ野クリニック	H18.9.1	13年 10月



## 非常勤特別職（海老名市立小中学校 学校運営協議会委員）の委嘱について

### 1 学校運営協議会委員について

学校運営への必要な支援及び協力を行う。

### 2 委嘱期間について

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

### 3 提案理由

辞職及び任期満了に伴う継続、新規委嘱

### 4 委嘱者

別紙名簿のとおり



# 海老名市立柏ヶ谷小学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2020.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	やまざき ひさお 山崎 久男	R2. 4. 1	継続	学識経験者
2	しぶや のぼる 渋谷 昇	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	あきしま ゆうこ 秋島 優子	R2. 4. 1	継続	学識経験者
4	おぼた しんじ 小幡 信司	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	おおぬき ますこ 大貫 節子	R2. 4. 1	継続	地域住民
6	おおぬき ひろし 大貫 寛	R2. 4. 1	継続	地域住民
7	よしだ しげお 吉田 茂男	R2. 4. 1	継続	地域住民
8	もりやま てるお 森山 輝男	R2. 4. 1	新規	地域住民
9	うえき ふみお 植木 文夫	R2. 4. 1	新規	地域住民
10	なかがき ひろし 中垣 洋	R2. 4. 1	新規	地域住民
11	さくらい のぶお 櫻井 信夫	R2. 4. 1	新規	地域住民
12	まつもと たかお 松本 孝夫	R2. 4. 1	新規	地域住民
13	さいとう ゆうこ 齊藤 裕子	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
14	しむら まきのり 志村 政憲	R2. 4. 1	継続	保護者
15	やまもと むねたか 山本 宗孝	R2. 4. 1	新規	保護者
16	こう まり 洪 まり	R2. 4. 1	新規	保護者
17	しむら のりこ 志村 紀子	R2. 4. 1	継続	教務担当
18	ひめの あけみ 姫野 珠実	R2. 4. 1	新規	教頭
19	うめざき れいこ 梅崎 玲子	R2. 4. 1	継続	校長
20				

※任期を令和4年3月31日に統一するため、「継続」の委員は任期途中である令和2年3月31日付で一度辞職し、令和2年4月1日付で再委嘱した。

海老名市立上星小学校 学校運営協議会委員名簿  
 (委嘱期間は原則2年間)

2020.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	くりやま あきらお 栗山 明郎	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
2	ひぐち るりこ 樋口 るり子	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	なかむら ひとみ 仲村 ひとみ	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	まつおか よしひろ 松岡 義博	R2. 4. 1	新規	地域住民
5	こじま ひろひと 小島 洋人	R2. 4. 1	新規	保護者
6	くつま ちあき 久津間 千晶	R2. 4. 1	継続	校長
7	きむら しんいちろう 木村 信一郎	R2. 4. 1	新規	教頭
8	なかしま ただすけ 中島 忠相	R2. 4. 1	継続	教務担当
9	かねこ みつる 金子 充	R2. 4. 1	新規	教諭
10	くまざわ さやか 熊澤 沙耶香	R2. 4. 1	新規	教諭
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※任期を令和4年3月31日に統一するため、「継続」の委員は任期途中である令和2年3月31日付で一度辞職し、令和2年4月1日付で再委嘱した。

海老名市立今泉小学校 学校運営協議会委員名簿  
 (委嘱期間は原則2年間)

2020.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	なかの たかのり 中野 隆則	R2. 4. 1	継続	地域住民
2	もりや さちこ 守屋 佐千子	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	たぐち はるよ 田口 春代	R2. 4. 1	継続	地域住民
4	きじま ちえみ 木島 智恵美	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	くにしげ まさお 國重 正雄	R2. 4. 1	継続	学識経験者
6	おがわ ゆりこ 小川 百合子	R2. 4. 1	継続	校長
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※任期を令和4年3月31日に統一するため、「継続」の委員は任期途中である令和2年3月31日付で一度辞職し、令和2年4月1日付で再委嘱した。

# 海老名市立杉本小学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2020.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	たきざわ みほこ 瀧澤 美穂子	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
2	かわむら おさむ 河村 治	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	ふじよし ひとみ 藤吉 ひとみ	R2. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
4	すずき あや 鈴木 亜矢	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	はしもと ふみこ 橋本 芙美子	R2. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
6	しみず こういち 清水 晃一	R2. 4. 1	継続	地域住民
7	いしだ まこと 石田 誠	R2. 4. 1	新規	保護者
8	たちかわ としゆき 田地川 俊行	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
9	かとう ひでお 加藤 秀夫	R2. 4. 1	継続	校長
10	ふるはた ひさし 古畑 恒	R2. 4. 1	継続	教頭
11	みやま みゆき 實山 美雪	R2. 4. 1	新規	教務担当
12	とよだ ひろし 豊田 裕志	R2. 4. 1	継続	教員
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※任期を令和4年3月31日に統一するため、「継続」の委員は任期途中である令和2年3月31日付で一度辞職し、令和2年4月1日付で再委嘱した。

海老名市立海老名中学校 学校運営協議会委員名簿  
 (委嘱期間は原則2年間)

2020.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	まかべ こん 真壁 琄子	R2. 4. 1	継続	学識経験者
2	わたべ よしのり 渡部 美憲	R2. 4. 1	継続	学識経験者
3	やまだ よしこ 山田 佳子	R2. 4. 1	新規	学識経験者
4	すずき きょうこ 鈴木 恭子	R2. 4. 1	新規	学識経験者
5	ふじもと ひろかず 藤本 浩和	R2. 4. 1	新規	学識経験者
6	おだしま けいこ 小田島 恵子	R2. 4. 1	継続	地域住民
7	たにかわ おさむ 谷川 落	R2. 4. 1	新規	学識経験者
8	しろた きし 代田 聡	R2. 4. 1	新規	地域住民
9	たけしま かずや 竹島 和也	R2. 4. 1	継続	教頭
10	ふじき ひろし 藤木 裕史	R2. 4. 1	継続	教務担当
11	おおしま なおこ 大島 直子	R2. 4. 1	継続	校長
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※任期を令和4年3月31日に統一するため、「継続」の委員は任期途中である令和2年3月31日付で一度辞職し、令和2年4月1日付で再委嘱した。

海老名市立海西中学校 学校運営協議会委員名簿  
 (委嘱期間は原則2年間)

2020.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	そえの たつお 添野 龍雄	R2. 4. 1	継続	学識経験者
2	たなか みか 田中 みか	R2. 4. 1	新規	学識経験者
3	よしかわ のりあき 吉川 典章	R2. 4. 1	継続	学識経験者
4	かぎわた かよこ 鍵渡 香代子	R2. 4. 1	継続	学識経験者
5	ないとう なみえ 内藤 奈美恵	R2. 4. 1	新規	学識経験者
6	あそう ひとし 麻生 仁	R2. 4. 1	継続	教頭
7	えんどう あきこ 遠藤 晶子	R2. 4. 1	継続	教務担当
8	すぎやま ひろたか 楯山 博考	R2. 4. 1	継続	校長
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※任期を令和4年3月31日に統一するため、「継続」の委員は任期途中である令和2年3月31日付で一度辞職し、令和2年4月1日付で再委嘱した。

海老名市立柏ヶ谷中学校 学校運営協議会委員名簿  
 (委嘱期間は原則2年間)

2020.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	さまたに こうじ 笹谷 幸司	R2. 4. 1	新規	学識経験者
2	うえだ たかやす 上田 貴康	R2. 4. 1	新規	学識経験者
3	しぶや きよみ 澁谷 清美	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	ふじた はじめ 藤田 才	R2. 4. 1	継続	地域住民
5	もりやま てるお 森山 輝男	R2. 4. 1	新規	地域住民
6	ふたみ よしお 二見 吉男	R2. 4. 1	新規	地域住民
7	おおや かずまさ 大矢 和正	R2. 4. 1	新規	地域住民
8	はしもと えみり 橋本 絵美里	R2. 4. 1	継続	保護者
9	よしざわ みほ 吉澤 好穂	R2. 4. 1	新規	保護者
10	ひ やぎき よしき 飛矢崎 義基	R2. 4. 1	継続	校長
11	げんぎょう りょうじ 玄行 良治	R2. 4. 1	継続	教頭
12	おかもと けいいちろう 岡本 恵一良	R2. 4. 1	新規	教務主任
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※任期を令和4年3月31日に統一するため、「継続」の委員は任期途中である令和2年3月31日付で一度辞職し、令和2年4月1日付で再委嘱した。

海老名市立大谷中学校 学校運営協議会委員名簿  
 (委嘱期間は原則2年間)

2020.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	くまざわ みえこ 熊澤 美恵子	R2. 4. 1	継続	学識経験者
2	そのぐち みさ子 藪口 美佐子	R2. 4. 1	継続	地域住民
3	えんどう としえ枝 遠藤 俊枝	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	いわき きよこ 岩崎 佐容子	R2. 4. 1	継続	地域住民
5	よしだ あきら 吉田 存	R2. 4. 1	継続	保護者
6	よしだ まもる 吉田 守	R2. 4. 1	継続	学識経験者
7	ながひさ えい子 長久 栄子	R2. 4. 1	継続	保護者
8	はしもと まさお 橋本 正夫	R2. 4. 1	継続	校長
9	さかの ちゆき 坂野 千幸	R2. 4. 1	継続	教頭
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※任期を令和4年3月31日に統一するため、「継続」の委員は任期途中である令和2年3月31日付で一度辞職し、令和2年4月1日付で再委嘱した。

## 報告第18号

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第7号）のうち教育に係る部分  
に関する意見の申し出について

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第7号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し意見の申し出をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月20日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

### 報告理由

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第7号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出をしたため



## 令和2年度海老名市一般会計補正予算（第7号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について

### 1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申し出をした。

### 2 教育長の臨時代理

7月27日付で市長から意見を求められたが、補正予算案は8月5日の令和2年第5回海老名市議会臨時会に上程する予定であったため、その対応に急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申し出をした。

### 3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第7号）のうち教育に係る部分

### 4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

### 5 教育委員会からの申し出文書

別紙のとおり



海文発第13号  
令和2年7月27日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内野



令和2年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和2年度海老名市一般会計補正予算（第7号）のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。



海教総収第 201 号  
令和 2 年 7 月 27 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和 2 年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、令和 2 年度海老名市一般会計補正予算（第 7 号）のうち教育に関する部分について、異論はありません。



令和2年度 海老名市一般会計補正予算（第7号）【教育委員会所管部分】

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(単位：千円)

款・項・目・節・細節	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
14 国庫支出金	—	1,365,180	62,500	1,427,680	
2 国庫補助金	—	1,365,180	62,500	1,427,680	
5 教育費国庫補助金	—	717,083	35,000	752,083	
4 教育総務費補助金	—	0	35,000	35,000	
6 学校保健特別対策事業費	教育総務課	0	35,000	35,000	市内小中学校の新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業に対し、「学校保健特別対策事業費補助金」として、児童生徒の学びの保障等安全な教育活動を行うための経費を支援するもの。
6 交付金	—	648,097	27,500	675,597	
4 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	—	0	27,500	27,500	
2 放課後児童健全育成事業分	学び支援課	0	27,500	27,500	新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急に必要となる感染拡大防止対策や、学童保育クラブの職員の支援等について、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施することができるよう支援するもの。

## (2) 歳出

(単位：千円)

款・項・目・細目・細々目	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
10 教育費	—	4,981,737	126,155	5,107,892	
1 教育総務費	—	2,277,823	80,820	2,358,643	
2 事務局費	—	1,376,904	80,820	1,457,724	
2 事務局管理経費	—	39,675	270	39,945	
6 健康管理事業費	就学支援課	14,535	270	14,805	令和2年度の歯科検診の実施にあたり、従来の1本の歯鏡から、新型コロナウイルス感染症対策として、2本の歯鏡で検診を行うため、歯鏡の滅菌処理に要する経費について増額補正する。
8 プログラミング教育推進事業費	—	551,965	80,550	632,515	
1 プログラミング教育推進事業費	教育支援課	551,965	80,550	632,515	ICTの活用によりすべての子どもたちの学びを保障できる環境を早期に実現するため、令和4年度までに実施予定であったGIGAスクール構想の実現に向けた1人1台端末整備を前倒しし、現時点で不足している1,790台について、本年度中の完備を目指す。
2 小学校費	—	643,066	12,338	655,404	
1 学校管理費	—	574,457	12,338	586,795	
2 小学校管理経費	—	522,965	12,338	535,303	
2 小学校維持管理経費	教育総務課	254,623	12,338	266,961	新型コロナウイルス感染症対策に係る、小学校における施設除菌及び児童・教職員ほか施設利用者の感染防止を目的とした事業。

3 中学校費	—	382,916	5,497	388,413	
1 学校管理費	—	322,929	5,497	328,426	
2 中学校管理経費	—	252,530	5,497	258,027	
2 中学校維持管理経費	教育総務課	149,789	5,497	155,286	新型コロナウイルス感染症対策に係る、中学校における施設除菌及び生徒・教職員ほか施設利用者の感染防止を目的とした事業。
4 社会教育費	—	1,677,932	27,500	1,705,432	
1 社会教育総務費	—	692,383	27,500	719,883	
3 社会教育推進事業費	—	576,215	27,500	603,715	
11 学童保育支援事業費	学び支援課	517,415	27,500	544,915	「海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱」により、市内学童保育クラブの新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業に対し補助をすることで、安全な学童保育クラブの運営を支援する。（国庫補助率10分の10）



## 報告第19号

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱の一部改正について

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和2年8月20日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

### 報告理由

放課後児童クラブへ更なる経済的支援を実施するため、海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱の一部を改正したため



## 海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱の一部改正について

### 1 趣旨

国の二次補正予算に計上された新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（児童福祉施設等分）において、学童保育クラブに対する消耗品購入等の補助メニューが新たに設けられた。

海老名市児童健全育成対策事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱を一部改正し、更なる経済的支援を実施する。

### 2 改正内容

#### （1）補助対象経費

- ① 衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設の消毒、感染症予防の広報・啓発等の経費
- ② 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（研修受講、かかり増し経費等）

#### （2）補助上限額

- 1 支援の単位当たり 50 万円を追加（従来の補助と合わせて上限額 100 万円）

### 3 交付要綱

別紙、新旧対照表及び交付要綱のとおり

### 4 施行期日

令和2年8月5日（海老名市一般会計補正予算（第7号）成立後に施行する）

### 5 特記事項

この要綱は、災害等緊急時における海老名市補助金等の交付に関する規則の適用除外規定の適用を受けるものとする。

### 6 その他

かかり増し経費とは以下の2項目を想定する。

- （1）職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
- （2）施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援



新（改正後）	旧（改正前）
<p>海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う _____ 児童健全育成対策事業実施に要する経費に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定める。</p> <p>（補助対象者）</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、海老名市児童健全育成対策事業補助金の交付決定を受けている者で、新型コロナウイルス感染症対策に伴う _____ 児童健全育成対策事業を行うものとする。</p> <p>（補助の対象）</p> <p>第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」とする。）は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、 _____ 実施される別表に定める事業とする。</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）に定める支援の単位ごとに、別表に定める基準により算定するものとする。</p> <p>（補助金の請求）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、<u>補助対象年度における</u>海老名市児童健全育成対策事業の<u>別表に定める事業実施後速やかに</u>、市長に対して海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）請求書（別記様式）により請求するものとする。</p> <p>2 前項の請求書には、補助事業の実施に要した費用を証する書類を添付するものとする。</p>	<p>海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う <u>小学校の臨時休業期間中における</u>児童健全育成対策事業実施に要する経費に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定める。</p> <p>（補助対象者）</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、海老名市児童健全育成対策事業補助金の交付決定を受けている者で、新型コロナウイルス感染症対策に伴う <u>小学校の臨時休業期間中に</u>児童健全育成対策事業を行うものとする。</p> <p>（補助の対象）</p> <p>第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」とする。）は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う <u>臨時休業期間中において</u>実施される別表に定める事業とする。</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）に定める支援の単位ごとに、別表に定める基準により算定するものとする。</p> <p>（補助金の請求）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、<u>令和元年度における</u>海老名市児童健全育成対策事業の _____ <u>事業完了後速やかに</u>、市長に対して海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）請求書（別記様式）により請求するものとする。</p> <p>2 前項の請求書には、補助事業の実施に要した費用を証する書類を添付するものとする。</p>

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、  
 適当と認めるときは補助金を交付する。

(補助の取消し等)

第7条 市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと  
 きは、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月5日から施行し、令和2年3月2日より適用する。

(特記事項)

2 この要綱は、海老名市補助金等の交付に関する規則(昭和58年規則第12号)  
第19条に規定する適用除外規定の適用を受けるものとする。

《令和2年3月16日・制定》

《令和2年4月3日・一部改正》

《令和2年5月18日・一部改正》

別表 (第3条、第4条、第5条関係)

事業名	補助内容	補助金の額
(1) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日まで(学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日を除く。以下同じ。)の間、平日において午前中から開所するための経費に対する補助	1 支援の単位当たり日額11,000円
(2) 新型コロナウイルス	令和2年3月2日から臨時休	1 支援の単位当た

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、  
 適当と認めるときは補助金を交付する。

(補助の取消し等)

第7条 市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと  
 きは、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行し、令和2年3月2日より適用する。

《令和2年3月16日・制定》

《令和2年4月3日・一部改正》

別表 (第4条 関係)

事業名	補助内容	補助金の額
(1) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日まで(学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日を除く。以下同じ。)の間、平日において午前中から開所するための経費に対する補助	1 支援の単位当たり日額11,000円
(2) 新型コロナウイルス	令和2年3月2日から臨時休	1 支援の単位当た

	ルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業	業期間の終了する日までの間、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費に対する補助	り日額21,000円		ルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業	業期間の終了する日までの間、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費に対する補助	り日額21,000円
	(3) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための経費に対する補助	1 支援の単位当たり日額36,000円		(3) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための経費に対する補助	1 支援の単位当たり日額36,000円
	(4) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費に対する補助	1 支援の単位当たり日額26,000円		(4) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費に対する補助	1 支援の単位当たり日額26,000円
	(5) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障がい児受入推進事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、平日において午前中から障がい児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費に対する補助	1 支援の単位当たり日額 6,000円		(5) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障がい児受入推進事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、平日において午前中から障がい児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費に対する補助	1 支援の単位当たり日額 6,000円
	(6) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障がい児受入強化推進事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、平日において午前中から障がい児を3人以上受け入れる場合に、(5)に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費に対する補助	1 支援の単位当たり日額 6,000円		(6) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障がい児受入強化推進事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、平日において午前中から障がい児を3人以上受け入れる場合に、(5)に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費に対する補助	1 支援の単位当たり日額 6,000円

(7) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費に対する補助	1支援の単位当たり日額 12,000円	(7) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費に対する補助	1支援の単位当たり日額 12,000円
(8) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	<p>① <u>令和元年度分</u></p> <p><u>ア マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入にかかる経費</u></p> <p><u>イ 施設の消毒、感染症予防の広報・啓発等にかかる経費</u></p> <p>② <u>令和2年度分</u></p> <p><u>ア マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入にかかる経費</u></p> <p><u>イ 施設の消毒、感染症予防の広報・啓発等にかかる経費</u></p> <p><u>ウ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業にかかる経費（研修受講、かかり増し経費等）</u></p>	<p><u>1支援の単位当たり1,000,000円を上限とする。ただし、①および②ウについては、それぞれ500,000円を上限とする。</u></p>	(8) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	<p><u>子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費に対する補助</u></p>	<p><u>1支援の単位当たり500,000円を上限とする。（令和元年度と令和2年度の合計額）</u></p>
(9) 昼食配食事業	令和2年3月9日から臨時休業期間の終了する日までの期間（3月26日から4月5日ま	利用者1名当たり1日1食200円を上限とする。（た	(9) 昼食配食事業	令和2年3月9日から臨時休業期間の終了する日までの期間（3月26日から4月5日ま	利用者1名当たり1日1食200円を上限とする。（た

	での期間を除く。)の昼食の配食に要する経費に対する補助(飲料費及び調理提供したことによる食材費を除く。)	だし、スクールライフサポートの認定を受けた者に対して提供した場合は、上限額を設けない。)
(10) 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、補助対象者が保護者へ返還した場合等の経費に対する補助	利用者1人当たり日額500円を上限とする。

	での期間を除く。)の昼食の配食に要する経費に対する補助(飲料費及び調理提供したことによる食材費を除く。)	だし、スクールライフサポートの認定を受けた者に対して提供した場合は、上限額を設けない。)
(10) 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、補助対象者が保護者へ返還した場合等の経費に対する補助	利用者1人当たり日額500円を上限とする。

備考

別表(8) 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業の項における「かかり増し経費」とは、次の各号に掲げる経費とする

(1) 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

(2) 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入に関する経費

別記様式(略)

(新設)

別記様式(略)



海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童健全育成対策事業実施に要する経費に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、海老名市児童健全育成対策事業補助金の交付決定を受けている者で、新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童健全育成対策事業を行うものとする。

（補助の対象）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」とする。）は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、実施される別表に定める事業とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）に定める支援の単位ごとに、別表に定める基準により算定するものとする。

（補助金の請求）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象年度における海老名市児童健全育成対策事業の別表に定める事業実施後速やかに、市長に対して海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）請求書（別記様式）により請求するものとする。

2 前項の請求書には、補助事業の実施に要した費用を証する書類を添付するものとする。

（補助金の交付）

第6条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付する。

(補助の取消し等)

第7条 市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月5日から施行し、令和2年3月2日より適用する。

(特記事項)

2 この要綱は、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）第19条に規定する適用除外規定の適用を受けるものとする。

《令和2年3月16日・制定》

《令和2年4月3日・一部改正》

《令和2年5月18日・一部改正》

別表（第3条、第4条、第5条関係）

事業名	補助内容	補助金の額
(1) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日まで（学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日を除く。以下同じ。）の間、平日において午前中から開所するための経費に対する補助	1 支援の単位当たり日額11,000円

<p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業</p>	<p>令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費に対する補助</p>	<p>1 支援の単位当たり日額21,000円</p>
<p>(3) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業</p>	<p>令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための経費に対する補助</p>	<p>1 支援の単位当たり日額36,000円</p>
<p>(4) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業</p>	<p>令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費に対する補助</p>	<p>1 支援の単位当たり日額26,000円</p>
<p>(5) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障がい児受入推進事業</p>	<p>令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、平日において午前中から障がい児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費に対する補助</p>	<p>1 支援の単位当たり日額 6,000円</p>
<p>(6) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障がい児受入強化推進事業</p>	<p>令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、平日において午前中から障がい児を3人以上受け入れ</p>	<p>1 支援の単位当たり日額 6,000円</p>

	る場合に、(5)に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費に対する補助	
(7) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業	令和2年3月2日から臨時休業期間の終了する日までの間、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費に対する補助	1支援の単位当たり日額 12,000円
(8) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	<p>① 令和元年度分</p> <p>ア マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入にかかる経費</p> <p>イ 施設の消毒、感染症予防の広報・啓発等にかかる経費</p> <p>② 令和2年度分</p> <p>ア マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入にかかる経費</p> <p>イ 施設の消毒、感染症予防の広報・啓発等にかかる経費</p>	1支援の単位当たり1,000,000円を上限とする。ただし、①および②ウについては、それぞれ500,000円を上限とする。

	ウ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業にかかる経費（研修受講、かかり増し経費等）	
(9) 昼食配食事業	令和2年3月9日から臨時休業期間の終了する日までの期間（3月26日から4月5日までの期間を除く。）の昼食の配食に要する経費に対する補助（飲料費及び調理提供したことによる食材費を除く。）	利用者1名当たり1日1食200円を上限とする。（ただし、スクールライフサポートの認定を受けた者に対して提供した場合は、上限額を設けない。）
(10) 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、補助対象者が保護者へ返還した場合等の経費に対する補助	利用者1人当たり日額500円を上限とする。

#### 備考

別表（8）新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業の項における「かかり増し経費」とは、次の各号に掲げる経費とする

- (1) 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当な

ど、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

(2) 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入に関する経費

年 月 日

海老名市長 殿

(請 求 者)

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）請求書

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金（新型コロナウイルス感染症に関する特例措置分）交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり請求いたします。

1 事業所所在地 海老名市

2 事業所名

3 請求額 \_\_\_\_\_ 円

4 振込先 金融機関名 (銀行・金庫・組合)

(支店・支所)

口座番号 普・当 No.

口座名義 (カタカナ)



報告第20号

令和2年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

令和2年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し諮問したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月20日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

報告理由

奨学生を選考するにあたり、海老名市奨学生選考委員会へ諮問を行ったため



## 令和2年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

### 1 諮問の理由

海老名市奨学生の選考にあたり、海老名市奨学金条例（昭和43年条例第24号）第6条の規定により、令和2年7月30日付で諮問をした。

### 2 教育長の臨時代理

本件は新型コロナウイルス感染症に伴う緊急支援対策における奨学生の選考であり、生活が困窮している世帯への早急の支援を要するため、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項により教育長が臨時に代理し、諮問した。

### 3 諮問文書

別紙諮問文書のほか、申請書類等を添付して諮問した。

#### 〈参考〉海老名市奨学金条例（抜粋）

（給付の申請）

第5条 奨学金の給付を希望する者は、教育委員会に申請しなければならない。

（奨学生の決定）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは当該申請について、奨学生選考委員会に諮問し、その答申により奨学生を審査決定する。



海就支発第16号  
令和2年7月30日

海老名市奨学生選考委員会  
委員長 秋山 範子 殿

海老名市教育委員会



令和2年度海老名市奨学生の選考について（諮問）

このことについて、海老名市奨学金条例第6条に基づき、下記のとおり貴委員会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急支援対策における奨学生の選考にあたり、奨学生としての適否及び理由その他必要な事項。

2 理由

緊急支援対策における奨学金給付申請者について、奨学生として審査決定するため。

以上



報告第21号

令和2年度海老名市奨学生並びに奨学金の給付の決定について（非公開事件）

令和2年度海老名市奨学生並びに奨学金の給付の決定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し決定したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月20日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

報告理由

令和2年度海老名市奨学生並びに奨学金の給付について決定したため



## 議案第38号

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第8号）のうち教育に係る部分  
に関する意見の申し出について（非公開事件）

別紙のとおり、令和2年度海老名市一般会計補正予算（第8号）のうち教育に係る  
部分に関する意見の申し出について、議決を求める。

令和2年8月20日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

### 提案理由

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第8号）のうち教育に係る部分について、  
海老名市長から意見を求められたことから、その申し出内容を決定したため



議案第39号

令和元年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に係る部分に

関する意見の申し出について（非公開事件）

別紙のとおり、令和元年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について、議決を求める。

令和2年8月20日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

令和元年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に係る部分について、海老名市長から意見を求められたことから、その申し出内容を決定したいため



議案第40号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について、議決を求める。

令和2年8月20日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

小学校学習指導要領の改訂に伴い、小学校児童指導要録の様式変更が必要となることから、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正したいため



## 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

### 1 改正理由等

小学校学習指導要領の改訂に伴い、小学校児童指導要録の様式を変更するため。

### 2 改正内容

#### 【第15号様式の2】

- ・「各教科の学習の記録」欄中の「観点」について、学習指導要領における目標に沿って、全ての教科を同じ3つの観点到統一。
- ・同欄の教科に「外国語」を追加。
- ・その他レイアウト変更。

#### 【第15号様式の4】

- ・「I 観点別学習状況」欄について、学習指導要領における目標に沿って、全ての教科を同じ3つの観点到統一。
- ・同欄の教科に「外国語」を追加。
- ・その他レイアウト変更。

詳細は別紙「新旧対照表」のとおり

### 3 改正文

別紙のとおり

### 4 施行期日

公布の日から施行する。



海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成2年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第15号様式の2及び第15号様式の4を次のように改める。

第15号様式の2 (第17条関係)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学級							
		整理番号							

各教科の学習の記録							特別の教科 道徳					
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子		
国語	知識・技能								1			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								2			
	評定											
社会	知識・技能								3			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								4			
	評定											
算数	知識・技能								5			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								6			
	評定											
理科	知識・技能								3			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								4			
	評定											
生活	知識・技能								3			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								4			
	評定											
音楽	知識・技能								3			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								4			
	評定											
図画工作	知識・技能								5			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								6			
	評定											
家庭	知識・技能								3			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								4			
	評定											
体育	知識・技能								5			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								6			
	評定											
外国語	知識・技能								3			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								4			
	評定											

  

外国語活動の記録			
学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
3			
4			

  

総合的な学習の時間の記録			
学年	学習活動	観 点	評 価
3			
4			
5			
6			

  

特別活動の記録									
内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	
			学級活動						
児童会活動									
クラブ活動									
学校行事									

児 童 氏 名

行 動 の 記 録															
項 目	学 年	行 動						項 目	学 年	記 録					
		1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣								思いやり・協力							
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護							
自主・自律								勤労・奉仕							
責任感								公正・公平							
創意工夫								公共心・公德心							

総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項

第1学年		第4学年	
第2学年		第5学年	
第3学年		第6学年	

出 欠 の 記 録

区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

## 小 学 校 児 童 指 導 要 録 抄 本

学籍の記録	フリガナ			年 月 日生												
	児童氏名			学校名												
	現住所			所在地												
	卒業年月日	年 月 日														
各教科の学習の記録	I 観点別学習状況			II 評定	特別の教科道徳											
	国語	知識・技能			<div style="text-align: center;">総合的な学習の時間の記録</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">学 習 活 動</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 点</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">評 価</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			学 習 活 動			観 点			評 価		
		学 習 活 動														
		観 点														
	評 価															
	思考・判断・表現															
	主体的に学習に取り組む態度															
	社会	知識・技能														
		思考・判断・表現														
		主体的に学習に取り組む態度														
	算数	知識・技能														
		思考・判断・表現														
		主体的に学習に取り組む態度														
	理科	知識・技能														
		思考・判断・表現														
		主体的に学習に取り組む態度														
	音楽	知識・技能			特別活動の記録		行動の記録									
		思考・判断・表現			学級活動	基本的な生活習慣	思いやり・協力									
		主体的に学習に取り組む態度			児童会活動	健康・体力の向上	生命尊重・自然愛護									
					クラブ活動	自主・自律	勤労・奉仕									
					学校行事	責任感	公正・公平									
	図画工作	知識・技能				創意工夫	公共心・公德心									
		思考・判断・表現			総合所見及び指導上参考となる諸事項											
		主体的に学習に取り組む態度														
家庭	知識・技能															
	思考・判断・表現															
	主体的に学習に取り組む態度															
体育	知識・技能															
	思考・判断・表現															
	主体的に学習に取り組む態度															
外国語	知識・技能															
	思考・判断・表現															
	主体的に学習に取り組む態度															

この抄本の記載は原本と相違ないことを証明する

年 月 日

学校名

校長氏名

印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成2年教委規則第5号）新旧対照表

新（改正案）

第15号様式の2（第17条関係）

児童氏名		学校名		区分		学年		1		2		3		4		5		6	
				学級		整理番号													
教科	観点	各教科の学習の記録						特別の教科 道徳											
		学年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子									
国語	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 評定							1											
								2											
社会	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 評定							3											
								4											
算数	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 評定							5											
								6											
理科	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 評定	外国語活動の記録						学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む様子								
								3											
生活	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 評定							4											
		総合的な学習の時間の記録						学年	学習活動	観点	評価								
音楽	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 評定							3											
								4											
図画工作	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 評定							5											
								6											
家庭	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 評定							3											
								4											
体育	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 評定	特別活動の記録						内容	観点	学年	1	2	3	4	5	6			
								学級活動											
外国語	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度 評定							児童会活動											
								クラブ活動											
								学校行事											

旧（現行）

第15号様式の2（第17条関係）

児童氏名		学校名		区分		学年		1		2		3		4		5		6	
				学級		整理番号													
教科	I 観点別学習状況	各教科の学習の記録						特別の教科 道徳											
		学年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子									
国語	国語への関心・意欲・態度 話す・聞く能力 書く能力 読む能力 言語についての知識・理解・技能							1											
								2											
社会	社会的現象への関心・意欲・態度 社会的な思考・判断・表現 観察・資料活用に関する技能 社会的現象についての知識・理解							3											
								4											
算数	算数への関心・意欲・態度 数学的な考え方 数量や図形についての技能 数量や図形についての知識・理解							5											
								6											
理科	自然現象への関心・意欲・態度 科学的な思考・表現 観察・実験の技能 自然現象についての知識・理解	外国語活動の記録						学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む様子								
								3											
生活	生活への関心・意欲・態度 活動や体験についての思考・表現 身近な環境や自分についての気付き							4											
								5											
音楽	音楽への関心・意欲・態度 音楽表現の創意工夫 音楽表現の技能 鑑賞の能力							6											
		総合的な学習の時間の記録						学年	学習活動	観点	評価								
図画工作	造形への関心・意欲・態度 発想や構想の能力 創造的な技能 鑑賞の能力							3											
								4											
家庭	家庭生活への関心・意欲・態度 生活を創意工夫する能力 生活の技能 家庭生活についての知識・理解							4											
								5											
体育	運動や観賞・安全への関心・意欲・態度 運動や健康・安全についての思考・判断 運動の技能 健康・安全についての知識・理解							5											
								6											
学年	II 評定						学年	学習活動											
3	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育											
4																			
5																			
6																			

児童氏名

項目	行動の記録						
	学年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣							
健康・体力の向上							
自主・自律							
責任感							
創意工夫							

総合所見及び指導上参考となる諸事項	
第1学年	
第2学年	
第3学年	

学年	出欠の記録					
	区分	授業日数	出席日数	欠席日数	出席日数	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

児童氏名

観点	特別活動の記録						行動の記録							
	内容	1	2	3	4	5	6	項目	1	2	3	4	5	6
学級活動	学級活動							基本的な生活習慣						
	児童会活動							健康・体力の向上						
	クラブ活動							自主・自律						
	学校行事							責任感						
総合所見及び指導上参考となる諸事項	総合所見及び指導上参考となる諸事項							創意工夫						
								思いやり・協力						
								生命尊重・自然愛護						
								勤労・奉仕						

第1学年													
第2学年													
第3学年													
第4学年													
第5学年													
第6学年													

学年	出欠の記録					
	授業日数	出席日数	欠席日数	出席日数	欠席日数	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

第15号様式の4（第17条関係）

## 小学校児童指導要録抄本

学籍の記録	フリガナ	平成 年 月 日生		
	児童氏名	学校名		
	現住所	所在地		
	卒業年月日	平成 年 月 日		
各教科の学習の記録	I 観点別学習状況	II 評定	特別の教科道徳	
	国語			
	社会			
	算数			
	音楽			
	図画工作			
	家庭			
	体育			
	外国語			

この抄本の記載は原本と相違ないことを証明する

年 月 日

学校名

校長氏名



第15号様式の4（第17条関係）

## 小学校児童指導要録抄本

学籍の記録	フリガナ	平成 年 月 日生		
	児童氏名	学校名		
	現住所	所在地		
	卒業年月日	平成 年 月 日		
各教科の学習の記録	I 観点別学習状況	II 評定	特別の教科道徳	
	国語			
	社会			
	算数			
	理科			
	音楽			
	図画工作			
	家庭			
	体育			

この抄本の記載は原本と相違ないことを証明する

平成 年 月 日

学校名

校長氏名



### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

